[2024-10改定]

湖西市シニア世代再就職支援無料職業紹介所

部分をご記入の上、FAX 又はメールにてご送信いただくか、当所までご持参ください。

_____ FAX:053-576-1490 ※湖西地域職業訓練センター内

メーノレアトレス: monodukuri@kosai-center.ac.jp

TEL:053-575-1255 (ワンツーゴーゴー)

受付日 年 月 日

求 人 票 (企業用)

+ 14	フリカ'ナ				電 話			
事業所名						FAX		
/\ _	フリカ"ナ				メールアドレス			
代表者名						ホームページ		
所 在 地	干					採用担当者		
4 (1 (100)	事業内容							
会 社 概 要	従業員数(名)		 名	資本金 (千円)		千円	創業開始年	年
会社情報	就業規則:フルタイ	'()،	パートタイム()、労働	組合		給制度()、行	复職制度()
等	育児休業理	 负得実績	()、介護	護休業取得	実績	()、看記	護休暇取得実績	責()
業務内容(変更範囲:なし・あり)	【職種】		【仕事の内容	容:詳細に]			
就業場所								
(変更の範囲: なし・あり)	マイカー通勤()、駐車場()					(うち女性 人) (うちパート 人)		
	1/1/2 四期()、紅牛物()							
受動喫煙対策	屋内禁煙	敷地内禁	煙屋外	·喫煙場所	あり	()
	正社員 試用期間 正社員以外 雇用期間			あり・なし(ケ月)		求人数	人	
雇用形態				雇用期間の定め: 年月日~年			ァ月) 更新・条件あり)	
	(パート・契約	社員)	 週所定 労働日数	週		日 ~	日	2001 31011 3337
学 歴 必 修 科 目		必要な 経験等	77 183 17 30			必要な 免許資格		
				時	 分~	時 分	時間外労働 月平均	動:なし・あり 時間
就業時間	時 分~ 時	分	休憩時間	(分)	36協定におり	ける特別事項: な事業・期間等)
休日	土・日・祝日・その	他() [会社カレン	· /ダー有]		年末	·年始·GW·夏季	休暇
年間休日			日	加入保	<u>険</u>	健康•厚生•	労災・雇用・その	他()
任 ^	・月給・日給・時給 円			賃金締切	0日			日
賃 金	•諸手当			賃金支払	7日	当月·翌月		日
昇給(実績)	なし・あり(前年度実績 金額 円/月)			賞与(実)	績)	年 [可	ヶ月(円)
通勤手当				定年•再原	雇用		歳 ・ 上限	歳
(特記事項)								
 ※ 本求人票により	の収集した情報は、暗	機業紹介の	目的のみに使	 吏用します。				

担当者名

職種コード

受付NO.

年	月	H =

(様式例第7号) 自己申告書	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
私どもは、この求人 当いたしません。	申込みの時点において、職業安定法に規定する求人不受理の対象に該
事業所名	
事業所所在地	○ 本本
代表者名	
	CARACAS TALL BARRAGAS ALL
します。 (2)この自己申告書に記 (3)申告内容が事実と異	の説明事項令 トの項目に1つでも該当する場合には、職業安定法に規定する求人不受理に該当 載した内容に変更があった場合は、速やかに修正の上提出してください。 なる場合は、職業安定法第48条の3第2項及び第3項の規定に基づき、厚生労働 局長による勧告及び公表の対象となります。
チェックシート	
当する場合は、求人不受※ 項目4については、求 1. 労働基準法および (1) 過去1年間に2回以により、労働基準監督・ ロ a 当該違反行為を し b 是正してから6 (2) 違法な長時間労働を終し。 コ 当該違反行為を	人不受理の対象ではありませんが、該当する事業所には職業紹介を行うことができません。 最低賃金法関係 上同一の対象条項(※1、2)違反行為 違反行為 同一違反行為 是正 不受理解除 当から是正勧告を受け、 是正していない。 カ月が経過していない。 かり月が経過していない。 操り返している企業として企業名が公表され、 違反行為 公表 是正 不受理解除
(3)対象条項違反行為に	「不受理期間」 不受理期間 「
□a 当該違反行為を □b 送検後1年が経	运模·五衣
	プログレルない。 是正後6か月経 過時点まで不受 理期間延長
労働基準監督署による 「」a 当該違反行為を 「」b 是正してから6 (※1)対象となる労働	カ月が経過していない。
	第4条
強制労働の禁止	第5条
労働条件の明示	第15条第1項及び第3項
賃金	第24条、第37条第1項及び第4項
労働時間 休日 有給休暇	第32条、第36条第6項(第2号及び第3号に係る部分に限る)、第141条第3項 第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項、第7項及び第9項
休憩、休日、有給休暇	第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条
年少者の保護	第64条の2(第1号に係る部分に限る)、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項
妊産婦の保護	(第4項を除く)により適用する場合を含む。
次 刀側日派退运第44条	(第4項を除く)により適用する場合を含む。

(※2) 対象となる最低賃金法の規定

内容		規定	
最低賃金	第4条第1項	ON A STATE OF THE SECURITION OF THE SEC	Marce Me reneglig 199

2. 職業安定法、労働 及び育児・介護体	施策総合推進法、男女雇用機会均等法			
	4、5、6)違反の是正を求める勧告又は改善	(1) 6h/A		
命令に従わず、企業	名が公表(注1)され、	違反行為 公表 是正 不受理解除		
□a 当該違反行為を				
□ b 是正してから6カ月が経過していない。				
(注1) 職業安定法第48条 業法第56条の2の規定によ				
	こ再度同一の対象条項違反により、	(2) 6か月以内 6か月		
)による助言や指導、勧告、 言や指導、勧告を受けており、その後、	公表 是正 不受理解除		
□a 当該違反行為を	是正していない。	同一違反行為		
□b 是正してから6	カ月が経過していない。	不受理期間		
(※3) 対象となる職業安		lakate steris sigler		
内容 労働条件等の明示	規定 第5条の3第1項、第2項及び第3項	12. 1		
求人等に関する情報の的確な表示		17 THE TOTAL PROPERTY OF THE PARTY OF THE PA		
求職者等の個人情報の取扱い	第5条の5	dyna in menung gagaring rap tertain		
求人の申込み時の報告	第5条の6第3項			
委託募集	第36条	The second secon		
労働者募集に係る報酬受領 ・供与の禁止	第39条、第40条	BESSELL LEGISLISTURALISTY		
労働争議への不介入	第42条の2において読み替えて準用する法第20条			
秘密を守る義務	第51条	f m - Laryoff "Hodin farmidal 8-		
	10 m			
	策総合推進法(労働施策の総合的な推進並びに労働	間番の雇用の安定及び職業生活の充実等		
に関する法律)の規定 内容	規定			
パワーハラスメント防止に	第30条の2第1項			
関する雇用管理上の措置 パワーハラスメント等を理		<u> </u>		
由とする不利益取扱いの禁	第30条00亿第2项(第30条005第2项、第30条00			
	働者派遣法第47条の4の規定により適用する場合を含			
(※5) 対象となる男女雇用 内容	用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機 規定	機会及び待遇の確保等に関する法律)の規定		
性別を理由とする差別の	第5条、第6条、第7条	CAMPAGE SELECTION OF THE SECOND SECON		
禁止 セクシュアルハラスメント、出産等 を理由とする不利益取扱いの禁止	第9条第1項、第2項及び第3項、第11条第2項(第条第2項において準用する場合を含む。)	第11条の3第2項、第17条第2項、第18		
セクシュアルハラスメント等の防止 に関する雇用管理上の措置	第11条第1項、第11条の3第1項	(ADAMATA SIGNATURA SIGNATU		
妊娠中、出産後の 健康管理措置	第12条、第13条第1項	A THE MEDICAL PROPERTY OF THE PARTY.		
	2の規定により適用する場合を含む。	Sizine alego adultas despedantes.		
	護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護	を行う労働者の福祉に関する法律)の規定		
内容 育児休業、介護休業等の申 出があった場合の義務、不 利益取扱いの禁止	規定 第6条第1項、第9条の3第1項、第10条、第12条 の7において準用する場合を含む)第16条の3第1 18条の2、第20条の2、第21条第2項、第23条の 第2項、第52条の5第2項において準用する場合を	頁、第16条の6第1項、第16条の10、第 2、第25条第1項・第2項(第52条の4		
所定外労働等の制限	第16条の8第1項(第16条の9第1項において準用 条第1項において準用する場合を含む。)、第19条 合を含む。)、第23条第1項から第3項まで、第26	第1項(第20条第1項において準用する場		
※ 労働者派遣法第47条の	日で含む。 ア、第23条第十頃から第3頃はて、第20 3の規定により適用する場合を含む。	*		
3. その他の不受理事	the second second			
a 暴力団員(注2)				
一 「b 法人の場合、役	員の中に暴力団員がいる。			
□c 暴力団員が自身	(又は法人) の事業活動を支配している。 当な行為の防止等に関する法律第2条6号に規定する場			
car:	20 Th 1 EAST 12 FEB 1 4 5			
	のためのチェック項目ではありませんが、ご確認			
	罷業(ストライキ)又は作業所閉鎖(ロックアウ てはならないこととされていますので、該当する			
事業所において、	同盟罷業又は作業閉鎖が行われている。			